

ういう使い方なら、みな喜んで出すだろう。各地の様々な実情を知り、弁護士どうし共通の認識を持つ。素晴らしいことだ。」と語る。

呉信賢弁護士は、「地方弁護士会活動の手本になる。ただ一つ心配なのは、彼の後継者問題。」

台南の翁秋銘弁護士は、翌日行われた大会の席上、「林理事長の南進政策は、全連会を突き動かし、彼こそ真正銘の『法律企業家』だ。」と賞賛の言葉を述べた。

現状の展開に皆が満足しているのは明らかだ。期待もふくらんでいる。

再選規定に基づいて、敏生は順調に第二期理事長の席を獲得。期待を一身に集めて敏生は、相変わらず全身全霊を弁護士界の舵取りに傾けている。

弁護士訓練所

一九九一年以前の司法試験合格者は、そのまま弁護士資格証書を受領することができた。つまり訓練期間を経ずに開業することが可能であった。

高度な専門技術を要する弁護士が、一回の試験で世に送り出される。この点については、以前から疑問視する向きが多かった。試験の熟練と業務の熟練は別物だからである。料金を取られる消費者の立場から見ても、公平を欠くと言わなければならない。

そこで持ち上がったのが、新進弁護士に対しても裁判官同様、訓練期間を設けてはどうか、という議案である。ここ五年ほど、司法試験の門がだいぶ広くなったという事情もある。ベテラン弁護士が既得権益を守るため新進弁護士に閥門を設ける保身の策だと皮肉る人もいれば、消費者に対する責任を果たし、プロとしての弁護士のイメージを確立するための壮拳だと評価する人もいる。いずれにせよ、弁護士業務を本格的に始める前に、一定の適応期間があることは、悪いことではない。

いずれも口才に長け、弁舌さわやかな弁護士たち。訓練の是非をめぐる議論は、はてしなく続けられた。

そして一九九一年、新弁護士法成立。新進弁護士に職前訓練が義務づけられた。

当初、この弁護士職前訓練は、法務部が司法官訓練所に委託して行われ、学科部分のみを全連会が引き受ける形になっていたが、一九九三年十二月、全連会第三期第三次理・監事会において、政府の補助金を受けて全連会が、職前訓練のすべてを行う旨、決議を採択すると、法務部はこれをあっさり認めた。

敏生は全連会の理事長として、「中華民國弁護士会全国連合弁護士職前訓練会議」をTIPLO十四階で招集。会議には敏生のほかに、戴森雄、李勝雄、楊思勤、高瑞錚、黄虹霞、羅秉成、范光群および黄教範などが参加した。

第一回会議では、「引き受けるべきかどうか?」「引き受けるならどうやって引き受けるか?」の二点に議論が集中したが、ここまで来て引き受けないわけには行くまい、という意見が大勢を占めた。どうやって引き受けるかについては、敏生が、「場所は、台大法学院国際庁か台大校友会館に当たってみて、もしだめなら、私の事務所でもかまわない。」と述べた。

訓練のカリキュラムについては、この時の会議で具体的な時間割と担当者が決まった。

第二回会議の出席者は、敏生、劉中城、戴森雄、陳清秀、楊思勤、李勝雄、范光群、羅秉成および陳長の九人。羅秉成を訓練主任に、黄教範を教務主任に、林明珠を財務主任に任命し、三週間にわたるカリキュラムを作成した。敏生は、今後のことも考えて、カリキュラムや講師に対する意見をアンケート方式で訓練生から集め、統計を取るよう提案した。

第三回会議ですべての訓練計画がまとまった。

一九九四年五月中旬、敏生を所長とする弁護士訓練所が正式にスタートした。開所式は敏生が進行役。法務部長馬英九および法官訓練所所長の朱石炎から挨拶の言葉をもらった。

敏生は抱えている仕事を放り出して、何度も七階の事務所から十四階に足を運び、訓練の様を視察した。「第一日目は一步も会場を離れず、四方に目を配っていた。」と訓練生の一人は語っている。敏生は、「初めての試みだから当然のこと。第一ステップで軌道に乗れば、次のステップからは安心できる。」

わが子のような年ごろの訓練生たち。その訓練風景に敏生は、「彼らの将来はどうなるのだろうか？」と感慨深げだ。最近の大量採用で、閉鎖的な弁護士界に活気が出て、寡占状態は姿を消した。消費者にとっては有難いが、新米弁護士たちはこれから、市場競争の中でもまれて行くことだろう。

第一ステップの職前訓練が、ワインパーティーの暖かい雰囲気の中で幕を閉じた。訓練生たちはあちこちに歓談の輪を作る。予定の時間が過ぎても帰る人はほとんどいない。人生の新たな一步を踏み出した。そんな思いで愉快な一時を満喫していた。訓練期間中は、職前訓練の是非や訓練の内容を盛んに議論していた連中だが、「弁護士自治」が徹底されたこと、貴重な友人関係が結ばれたことを否

定するものは、一人もいなかった。

敏生は訓練生の間を歩き回って、彼らの話を聞きながら、自分の過去と彼らの将来に思いを馳せた。弁護士養成の問題、現行司法体制の欠陥、まだまだ改革の必要はあるが、彼ら弁護士界の新星を前に、敏生はやはり祝福したい気持ちでいっぱいだった。彼ら自身のため、そして弁護士界の活性化のために。

訓練生たちの意見をくみ取るため、敏生は最終日、アンケート調査を行った。調査結果は、敏生の自慢するTIPLOのコンピュータが一時間足らずで弾き出した。

統計表を見れば、訓練生の年齢、学校、生活手当、司法試験受験回数、在職状況がひと目で分かる。アンケートの回答では、七〇%以上が職前訓練の必要を認めてくれた。九六%は、職前訓練が弁護士会の主催となったことに賛意を示し、九七%は民間のリーガルエイドに協力したいと述べている。弁護士会館の建設については、なんと四割以上が十万元の募金に応ずると答えている。「ずいぶん気前のよい子供たちだ。」と敏生は愉快だった。

訓練生の反応を見てみよう。

「訓練が終わった今でも、訓練をすることには反対だ。ただ理事長のさばけた性格と、進んで心を開こうとする姿には感心した。訓練が活力と吸引力に満ちたものになったのは、理事長のそういう魅力があったからだろう。くやしいけれど、訓練自体は結果的に成功だった。」

「林所長のことは、よく理解しているわけではないが、非常に熱心な方だ。職前訓練にはまあまあ賛成だし、訓練期間中、今後目標とすべき御手本に出会って、有益だった。」

「所長ですか？話し出すと止まらない弁舌家。とてもユーモアのある人ですね。訓練には賛成です。」

指紋や交通事故の検証といった専門課程は役に立つし、面白かった。新法域の紹介も有益。時間が短くて精通するところまでは行かないが、基礎知識があれば、将来のためになる。実は遊び半分の気持だったので、訓練が必要かどうかといった議論にも無関心だったのですが、今なら必ず賛成票を投じます。不満な点もありますが、ともかく、充実した時間を過ごせたことは確かです。私の指導弁護士は、自分にこういう機会がなかったのを口惜しがっていました。」

「林敏生という人は頭脳明晰で実行力のある人という感じ。しかし最も感動したのは、台湾に法治を実現しようとするあの気概です。よくは分かりませんが、法律界になくはならない人だと思います。TIPLOの経営はあんなに順調。人を見る目、人を使うこつを持っている人なのでしょう。職前訓練には賛成ですが、サービス業の一つに過ぎない弁護士の訓練を、納税者の金で行うというのも変な話です。納税者から金をもうける手段を、納税者の金で教えるのですから。登録を餌に訓練を義務づけるというのもおかしいと思います。訓練期間中、学問的収穫はあまりありませんでしたが、これは短期集中ですから已むを得ません。ただ、将来われわれが接触する仕事の輪郭が見えて、心の準備ができましたし、多くの同業者と交流できたことは、今後の事業展開に役立つでしょう。」

理想を抱き、力強い言葉で語る彼ら。弁護士界の未来の俊英たちは、ここから誕生するかもしれない。

敏生の感慨もひとしおだ。若い人の間を歩き回り、話を聞き、彼らの様子を観察する。「司法改革は自分一人の力ではとうてい手に負えない。」見習弁護士の五年間で見極めてしまった台湾司法界の宿痾。開業四十年を迎えようとする老練弁護士の口からこの言葉が漏れると、台湾司法界に悲劇的な色彩がいつそう加わるが、これがまた台湾人民の、司法に対する無力感を代弁しているようにも思え

る。